

別表1-1 毎日検査項目

番号	項目	基準値	評価	施行規則による検査の基本の回数	検査実施回数
1	色	異常でない	異常なし	1日1回	365
2	濁り	異常でない	異常なし	1日1回	365
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L以上	0.1mg/L以上	1日1回	365

別表1-2 水質基準項目(法定検査)

番号	検査項目名	基準値 (mg/L)	昨年度検査の最大値		施行規則による 検査の基本回数	検査回数	
1	一般細菌	100個/mL以下	0		1回/月	12回/年	
2	大腸菌	不検出	—			12回/年	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003		4回/年	1回/年	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005			1回/年	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001			1回/年	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001			1回/年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	<0.001			1回/年	
8	六価クロム化合物	0.02以下	<0.005			1回/年	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004			1回/年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001			4回/年	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.23			1回/年	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	<0.08			1回/年	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.1			1回/年	
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002			1回/年	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	<0.005			1回/年	
16	シス-1,2ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	<0.001			1回/年	
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001			1回/年	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001			1回/年	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001			1回/年	
20	ベンゼン	0.01以下	<0.001			1回/年	
21	塩素酸	0.6以下	0.1			4回/年	
22	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002			4回/年	
23	クロロホルム	0.06以下	0.008			4回/年	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.005			4回/年	
25	ジブromokロロメタン	0.1以下	0.003			4回/年	
26	臭素酸	0.01以下	<0.001			4回/年	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.017			4回/年	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.006			4回/年	
29	ブromokロロメタン	0.03以下	0.006			4回/年	
30	ブromokホルム	0.09以下	<0.001			4回/年	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	<0.008			4回/年	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.012			1回/年	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02			1回/年	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.13			1回/年	
35	銅及びその化合物	1.0以下	<0.01			1回/年	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.4			1回/年	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001			1回/年	
38	塩化物イオン	200以下	17			1回/月	12回/年
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	17			4回/年	1回/年
40	蒸発残留物	500以下	79		1回/年※2		
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02		1回/年		
42	ジェオスミン	0.00001以下	<0.000001		発生時期に	1回/年	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	<0.000001		1回/月	1回/年	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.002		4回/年	1回/年	
45	フェノール類	0.005以下	<0.0005			1回/年	
46	有機物(全有機炭素[TOC]の量)	3以下	0.8		1回/月	12回/年	
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.2			12回/年	
48	味	異常でないこと	異常なし			12回/年	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			12回/年	
50	色度	5度以下	1.2			12回/年	
51	濁度	2度以下	0.40			12回/年	

※1 施行規則による検査の基本回数については、原水水質が大きく変わる恐れが無い場合、過去3年間の結果が基準値の5分の1以下である時は、1年に1回以上とすることができ、基準値の10分の1以下である時は、3年に1回以上とすることができる。(水道法施行規則)

※2 尾崎と唐竹については4回/年とする。